

特別教育が義務化！

足場の組立等の特別教育（新規）

労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て、解体又は変更に係る作業の業務に従事する者」に対し、「特別教育」を実施することが、事業主の義務となりました。

（労働安全衛生規則第39条）

建設事業主等助成金の対象です。受講料の約75%・賃金日額7,600円助成されます。
（受給要件あり）

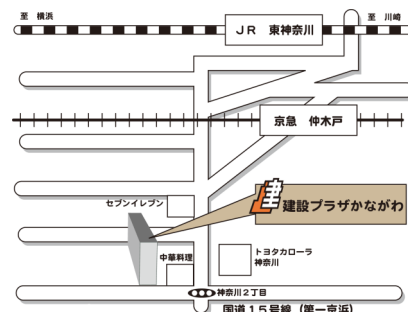
特別教育を受けずに足場作業に係わることは違法です

10月15日（火） 9:00～16:10

受講料 7,000円

会場 建設プラザかながわ4F

横浜市神奈川区神奈川2-19-3



受講対象 足場の組立て等の業務に新たに就く者（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

申込み方法 申請書・証明写真（3cm×2.4cm）2枚
・受講料を組合・支部に提出してください。



■主催

職業訓練法人

神奈川県建設技術センター

221-0045横浜市神奈川区神奈川2-19-3

TEL045-453-9701 FAX045-453-9705

お問合せ